

公的介護保険制度とは？

公的介護保険制度の概要

公的介護保険制度の給付は、原則として現物（介護サービス）給付で、かかった費用の1割(*1)が自己負担となります。65歳以降は、原因を問わず介護保険のサービスを受けることができます。



◆公的介護保険制度は、40歳以上の方が加入対象の制度です。

介護原因	～39歳 (加入対象外)	40歳～64歳 (第2号被保険者)	65歳～ (第1号被保険者)
16種類の特定疾病 (右表参照)	<p style="text-align: center;">介護保険の サービスを受 けることが できない</p> <p><small>※障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービスを受けられる ことがあります。</small></p>	16種類の特定疾病 のみサービスを受 けることが できる	<p style="text-align: center;">原因を問わず 介護保険の サービスを受 けることが できる</p>
上記以外の疾病 あらゆるケガ		介護保険の サービスを受 けること ができない	



16種類の特定疾病

- ア. がん末期
- イ. 関節リウマチ
- ウ. 筋萎縮性側索硬化症
- エ. 後縦靭帯骨化症
- オ. 骨折を伴う骨粗しょう症
- カ. 初老期における認知症
- キ. パーキンソン病関連疾患
- ク. 脊髄小脳変性症
- ケ. 脊柱管狭窄症
- コ. 早老症
- サ. 多系統萎縮症
- シ. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
及び糖尿病性網膜症
- ス. 脳血管疾患
- セ. 閉塞性動脈硬化症
- ソ. 慢性閉塞性肺疾患
- タ. 両側の膝関節又は股関節に著しい
変形を伴う変形性関節症

介護保険サービスを利用した場合の自己負担は、介護サービスにかかった費用の1割です。

(65歳以上(第1号被保険者)については所得金額等によって2割または3割となる場合があります。(*1))

(*1) 65歳以上の方で、3割負担の方は、合計所得金額が220万円以上の方です。ただし、合計所得金額が220万円以上あっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担又は1割負担になります。

出典：厚生労働省「利用者負担割合の見直しに係る周知用リーフレット」

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご覧ください。
- 利用限度額を超えてサービスを利用した場合や、公的介護保険対象外のサービスを利用した場合は、その全額が自己負担になります。
- 公的介護保険制度について、2023年1月現在の厚生労働省発表の内容をとりまとめたものです。
公的介護保険制度についての詳細は、市町村・特別区にお問い合わせください。